

会 議 録

ぎん清流国体恵那市実行委員会 発起人会

日 時 平成21年6月22日(月)

開会：午前10時00分

閉会：午前11時15分

場 所 恵那市役所 第2委員会室

●出席者 可知義明市長、伊東靖英議会議長、伊藤保直教育委員長、古橋貞二郎
恵那医師会長、近藤良三体育連盟会長、市川美彦地域自治区協議会連絡会議座長、
小椋一郎自治連合会長、鎌田満商工会議所会頭・観光協会会長、松井眞恵南商工
会長、水野泰司社会福祉協議会長、伊藤秀幸文化振興会長、西尾教行教育長

事務局 教育次長 国体準備室長外4名

司 会 本日は皆様方、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。司会進行を務めさせていただきます教育次長の西部でございます。よろしくお願いたします。事務局を紹介させていただきます。隣におりますのはスポーツ課長（国体準備室長）の小木曾、課長補佐の松村、主査の後藤です。

ただ今から「第 67 回国民体育大会ぎふ清流国体恵那市実行委員会設立発起人会」を始めさせていただきます。ここで、恵那市長可知義明がご挨拶申し上げます。

市 長 皆さんおはようございます。大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。発起人として 12 名の皆さんにお願いしましたところ、皆様方におかれましては公私共に忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今、説明がございましたように、来る平成 24 年にぎふ清流国体が開催されます。恵那市では本大会は 9 月から 10 月にかけてですが弓道競技を。冬季国体はその年の 1 月から 2 月にかけてでございますが、スケートのスピード競技の 2 つの競技会を恵那市が受け持つこととなりました。皆様のご支援をいただきまして成功裏に進めていきたいと思えます。

したがいまして、今日発起人の皆さんにご審議していただき、来る 7 月 17 日に実行委員会を立ち上げていきたいと考えております。全市挙げてぎふ清流国体の成功と恵那市のスポーツ振興、競技力向上、そしてさらには全国に恵那市を発信して、交流人口の拡大を図っていききたい。こうしたことを全市挙げて取り組んでいききたいと思えますのでよろしくお願いたします。

昨日私は、恵那市広報で昭和 40 年当時の国体がどんなであったかと調べてみましたら、昭和 39 年 5 月に準備委員会を設立しています。

旧恵那市が第 20 回の国体の漕艇競技を恵那峡の会場で行っております。ちょうど私も 20 代でしたが、恵那市の職員として競技会の計測係の一員でありました。ストップウォッチを 10 名程で一番早いタイムと一番遅いタイムをはずして、その中の平均を取り記録とするといったやり方でした。何回も何回も練習させていただいた記憶があります。その時は、今の天皇であります当時の皇太子さまがご臨場いただきました。

前の年には高校総体もあり、それも全市挙げて行われました。開会式は恵那高のグラウンドで行われました。シングルスカルで恵那高の笠木選手がオリンピックに出られ、恵那峡でも成果をあげられています。インターハイでは恵那高のフィックスという 7 人乗りのボートが優勝もしております。当時市役所でも 5 人乗りのボートの選手を募ってクラブを作って頑張った経緯もあります。

今回の国体は 2 巡目になるということでございますし、県挙げて実施され、恵那市は冬季大会と本大会の 2 つの競技会を受け持つということでございますので、市民の皆さんにもいろいろとご支援いただき、ぜひとも成功を達成したいと思えますので、大変お忙しい中ではございますが、よろしくお願いたしまして、冒頭のあいさつといたしま

す。

事務局 ありがとうございます。続きまして、発起人の皆様のご紹介でございますが、資料1 ページの名簿に記載されておりますとおり、お名前を読み上げさせていただきます。

恵那市長 可知義明 恵那市議会議長 伊東靖英様 恵那市教育委員長 伊藤保直様 恵那医師会長 古橋貞二郎様 恵那市体育連盟会長 近藤良三様 恵那市地域自治区協議会連絡会議座長 市川美彦様 恵那市自治連合会長 小椋一郎様 恵那商工会議所会頭並びに恵那市観光協会会長 鎌田満様 恵那市恵南商工会長 松井眞様 恵那市社会福祉協議会長 水野泰司様 恵那市文化振興会長 伊藤秀幸様 恵那市教育長 西尾教行 以上 12 名が発起人の皆様でございます。

次に発起人代表の選出でございますが、いかが取り計らいましょうか。

(「事務局一任」の声あり)

ただいま、事務局一任というご発言がございましたので、発起人代表には、恵那市長にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

次に小木曾課長から資料2 ページから4 ページの経過概要及び競技会場について、ご説明を申し上げます。

それでは、ぎふ清流国体に向けての経過・概要を説明させていただきます。資料2 ページをご覧ください。

H12.10.5 岐阜県議会において、「第 67 回国民体育大会の招致に関する請願」が採択されました。**H12.10.24** 岐阜県知事、教育長、体育協会長は、(財)日本体育協会長へ「第 67 回国民体育大会開催要望書」を提出しました。**H13.1.16** (財)日本体育協会理事会において、岐阜県での開催が内々定されました。**H18.4.27** 岐阜県準備委員会において、弓道競技のまきがね公園での開催が内定しました。**H19.7.18** (財)日本体育協会理事会において、岐阜県での開催が内定されました。**H21.2.12** 岐阜県は、(財)日本体育協会より、第 67 回国民体育大会冬季大会(スケート競技、スキー競技)の開催要請を受けました。

H21.3.27 恵那市は、岐阜県より冬季大会、スケート競技の開催依頼を受け開催を承諾しました。**H21.6.4** 岐阜県は、(財)日本体育協会へ冬季大会の開催を受諾しました。

7 月には (財)日本体育協会理事会において、第 67 回国民体育大会の岐阜県開催が正式決定される予定です。開催年は平成 24 年、3 年後でございます。

冬季大会は 1 月下旬から 2 月上旬の開催予定ですが、会期については未定でございます。本大会の会期は 9 月 29 日から 10 月 9 日までの 11 日間の予定となっております。3 ページをご覧ください。冬季大会は、正式競技 2 競技、本大会は、正式競技 37 競技、公開競技 2 競技で、各競技の開催地につきましては、28 ページに掲載してございます。

大会の愛称とスローガンは、「ぎふ清流国体」「輝け はばたけ だれもが主役」でございます。本市で開催されますスピードスケート競技と弓道競技は正式競技でありまして、全種目を行い、会場は岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場とまきがね公園特設会場を予定しております。

24 ページからは参考資料としてぎふ清流国体の今までの経過と市町別開催競技一覧が載っております。ご説明は割愛させていただきます。

最後になりますが、恵那市では、昨年 4 月 1 日国体準備のため、スポーツ課内に国体準備室を設置しております。以上です

司 会 説明が終わりました。

これより議事に入りたいと存じますが、議長の選出については、いかが取り計らいましょうか。

(「事務局一任」の声あり)

ただいま、事務局一任というご発言がございましたので、議長には、発起人代表の恵那市長にお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、ご承認いただきましたので、市長には議長をよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、議長を仰せつかりましたので、しばらくの間議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をお願いいたします。

本日の議事、第 1 号議案 ぎふ清流国体恵那市実行委員会設立趣意書 (案) について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第 1 号議案 ぎふ清流国体恵那市実行委員会設立趣意書(案)につきましては、6 ページに記載してあります趣意書にご理解をいただき、実行委員会設立にご賛同いただきたいというものでございます。趣意書を読み上げます。ぎふ清流国体恵那市実行委員会設立趣意書 (案) 国民体育大会は、昭和 21 年、戦後の混乱期からスタートし、我が国最大のスポーツの祭典として、国民の健康増進と体力の向上、スポーツの普及・発展、地域スポーツの振興等に大きく寄与してまいりました。近年、少子化

や高齢化の進行、高度情報社会の進展等、社会経済情勢の変化によりスポーツを取り巻く環境も大きく変化する中で、生きがいづくりや健康づくり等、様々な観点から、スポーツに対する期待はかつてないほど高まり、人とスポーツの関わり的重要性が一段と深まっております。このような中、平成24年にぎふ清流国体スケート競技並びに弓道競技を恵那市で開催することは、スポーツを通じて、市民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感できる真の生涯スポーツ社会の実現や、元気で活力のある地域づくりを進めるうえで、極めて意義深いものであります。このような意義あるぎふ清流国体スケート競技会並びに弓道競技会を成功させるためには、市及び県並びに関係機関・団体が緊密な連携のもと、市民の英知とエネルギーを結集し、開催準備に取り組む必要があります。ここにぎふ清流国体恵那市実行委員会を設立し、諸準備に万全を期するものであります。平成21年6月22日ぎふ清流国体恵那市実行委員会設立発起人一同
以上です。

議長 事務局より、第1号議案の内容の説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員 3年先になりますと我々役員もだいぶ代わってくると思いますが、その取扱いについてはどうか。

事務局 その件につきましては、次の2号議案にて説明いたします。

議長 その他ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

ご質問がないようですので、第1号議案について、賛成の方の挙手をお願いします。

(「挙手者確認」)

挙手全員、よって第1号議案は承認されました。

次に、第2号議案 ぎふ清流国体恵那市実行委員会会則(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。第2号議案 ぎふ清流国体恵那市実行委員会会則案は、8ページの別紙2のとおりでございます。主なところをご説明させていただきます。第1条は本会の名称を定めるものでございます。第2条、目的でございますが、本会は恵那市において開催されるスピードスケート競技会並びに弓道競技会の円滑な運営を期するために必要な事業を行うことを目的とするものでございます。第3条 事業でございますが、本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものでございます。(1) 競技会の開催に必要な方針及び計画に関すること。(2) 競技会の開催に必要な施設・設備の整備に関すること。(3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。(4) 関係競技団体及び関係機関との連絡調整に関すること。(5) その他競技会を開催するために必要な準備に関すること。第4条 組織でございます

ます。本会は会長と委員をもって組織するものでございます。第 2 項、委員は、次に掲げる者の内から会長が委嘱するものでございます。(1) 市の代表者その他の職員(2) 市の議会議員(3) 関係競技団体、関係行政機関等の代表者その他の役職員(4) 学識経験を有する者(5) その他競技会の開催準備に関係のある者 第 5 条は役員でございます。本会には会長 1 名、副会長、常任委員、及び監事を若干名置くものでございます。

第 6 条 役員を選任方法でございます。第 1 項、会長は恵那市長をもって充てる。第 2 項、副会長及び常任委員は総会の承認を得て委員の内から会長が委嘱する。第 3 項、監事は総会の承認を得て会長が委嘱する。 第 7 条につきましては役員の職務が記載されております。 第 8 条は任期が記載されております。役職名で委嘱させていただいた方につきましては、変更になった場合は、その後の方が残任期間を務めていただくというようなことが主なものでございます。 第 9 条顧問及び参与でございます。本会に顧問、参与を置くことができる。第 2 項顧問、参与は会長が委嘱する。第 3 項顧問、参与は会長の諮問に応じ助言する。第 4 項顧問、参与の任期を定めるものでございます。 第 10 条は、会議の種類でございます。本会には、総会、常任委員会、専門委員会を設置する予定でございます。 第 11 条につきましては、総会について記載してございます。第 2 項総会は会長が召集する。第 3 項総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当る。第 4 項には総会で審議し、決定する事項が記載してございます。(1) 競技会の開催方針に関する事。 (2) 会則の制定及び改廃に関する事。 (3) 事業計画及び情報報告に関する事。 (4) 予算及び決算に関する事。 (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。 (6) その他重要な事項に関する事。第 5 項は会議の成立、第 6 項は採決、第 7 項は代理人、第 8 項は書面表決、第 9 項は顧問、参与の総会への出席要請でございます。 第 12 条、常任委員会について記載してございます。第 5 項には常任委員会で審議し、決定する事項が記載してございます。(1) 総会から委任された事項に関する事。 (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。 (3) 専門委員会の設置及び同委員会への付託事項に関する事。 (4) その他会長が必要と認める事項に関する事。でございます。 第 13 条には常任委員会の下部組織であります専門委員会の設置について記載してございます。 第 14 条につきましては、会長の専決処分を規定してございます。 第 15 条には、事務局を設置することについて記載してございます。 第 16 条は、本会の経費は、補助金その他の収入をもって充てるとしております。 第 17 条、予算及び決算でございます。本会の収支予算については総会の議決により定め、収支決算については監事の監査を経て、総会の承認を得なければならないとしております。 第 18 条は会計年度で、本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。平成 21 年度の会計年度につきましては、本会を設立した日から来年の 3 月 31 日までを会計年度とさせていただきます。 第 19 条でございますが本会はその目的が達成されたとき、解散いたしますので、解散後の事務処理。第 2 項には本会解散後の文書等の引継ぎを定めるものでございます。 第 20 条

は一部権利の委任でございます。本会の会長は、恵那市長のため、本会と恵那市との契約行為を復代理人に委任するものであります。第 2 項は、復代理人は、本会副会長をもって当てるものでございます。第 21 条、委任でございます。この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。以上でございます。

議 長 事務局より第 2 号議案の内容説明が終わりました。ご質問・ご意見等がございましたら、お願いいたします。

委 員 20 条の復代理人の「復」はこの字でよいのか
事務局

民法上で復代理人の「復」はこう定めてあります。

議 長 その他よろしいでしょうか。先ほどのご質問はよろしかったでしょうか。

委 員 はい、わかりました。

議 長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質問がないようでございますので、第 2 号議案について、賛成の方の挙手をお願いします。

(「挙手者確認」)

挙手全員、よって第 2 号議案は承認されました。次に、第 3 号議案 ぎふ清流国体恵那市実行委員会委員及び役員を選任(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。第 3 号議案 ぎふ清流国体恵那市実行委員会委員及び役員を選任案については、13 ページから 17 ページ 別紙 3 のとおりでございます。この委員の皆様は、関係機関、市民各界各層から選定させていただきました。委員・参与・顧問全員で 197 名となっております。内訳は、記載事項をご覧いただきたいと思います。また、18 ページは、常任委員会。19 ページは、総務・広報・市民運動専門委員会。20 ページは、スケート競技専門委員会及び、弓道競技専門委員会。21 ページは宿泊・衛生専門委員会及び、交通・警備専門委員会の名簿でございます。以上でございます。

議 長 事務局より第 3 号議案の内容説明が終わりました。ご質問・ご意見等がございましたら、お願いいたします。実行委員会、常任委員会専門委員会の役割を事務局補足説明をお願いします。

事務局 常任委員会におきましては、構成といたしましては、会長、副会長、各専門委員長、競技関係団体、議会においては常任委員長さん 3 名入れさせていただいております。また、各団体のトップになられる方を入れていただいております。各専門委員会において協議されましたことを報告していただき、その報告に対して意見調整いたしまして、常任委員会において、ほぼ原案を決定させていただく組織としております。常任委員会から総会に報告して、総会で承認をうるという形になりますので、実質この常任委員会が実行委員会の最終決定機関といった位置づけとなります。

専門委員会におきましては、総務・広報・市民運動専門委員会におきましては、これからぎふ清流国体を市民、他の地域への情報発信、周知運動、また開催における選手を迎えるにあたる準備広報等をこれから検討していきます。また他の4つの委員会に属さないことも検討していきます。スケート競技専門委員会につきましては、スケート競技に関わる施設、式典、競技運営について検討をしていきます。

弓道競技専門委員会におきましても、施設、式典、競技運営について、協議していきます。宿泊・衛生専門委員会におきましては、選手、役員等の宿泊の調整、また衛生管理に関する調整をまいります。交通・警備専門委員会におきましては、会場へのアクセス道路の検討、周辺の道路案内また会場の警備等に関することを調整してまいります。会議の開催回数に関しましては、総会は年に1ないし2回。常任委員会におきましては、年に2、3回。専門委員会におきましては、年3ないし4回ぐらい開催することになろうかと思えます。

以上です。

議 長 実行委員会は全体で197名の方にはありますが、執行機関といった形で常任委員会を組織しまして、それが40名の方にはありますが、あと5つの専門委員会を設置し、それぞれ名簿を説明させていただきましたが、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委 員 私は、常任委員会、総務・広報・市民運動専門委員会、宿泊・衛生専門委員会と3つ名前が載っておりますが、すべての会議に出席することになるのか。

事務局 お忙しいところお願いいたしますので、代理の方を出していただいても可能としております。大変多くの方をお願いするわけですが、先ほどお話ししましたとおり、恵那市挙げて行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

議 長 その他ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご質問がないようでございますので、第3号議案について、賛成の方の挙手をお願いします。

(「挙手者確認」)

挙手全員、よって第3号議案は承認されました。

次に、第4号議案 ぎふ清流国体恵那市実行委員会設立総会及び第1回総会の開催について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。22ページをご覧ください。第4号議案 ぎふ清流国体恵那市実行委員会設立総会及び第1回総会の開催については、平成21年7月17日(金曜日)午後2時から恵那文化センター集会室にて開催するものです。以上でございます。

議 長 事務局より第4号議案の内容説明が終わりました。ご質問・ご意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

ご質問がないようでございますので、第4号議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(「挙手者確認」)

挙手全員、よって第4号議案は承認されました。

ただいま、ご承認いただきました第1号議案から第4号議案につきましては、原案のとおり実行委員会設立総会へ提案したいと思います。

これをもちまして、議事は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

司 会 以上をもちまして、第67回国民体育大会ぎふ清流国体恵那市実行委員会設立発起人会を終了させていただきます。今後の予定でございますが、実行委員会設立に向け事務を続けてまいります。総会の日程につきましては、第4号議案で説明いたしましたが、7月17日金曜日、午後2時から恵那文化センターで予定をしておりますので、今後ともよろしくご協力をお願いいたします。